

広報

# おのまち

平成18年  
No.521

# 7

## 『白球に夢を求めて』

### 行政区対抗

壮年ソフトボール  
家庭バレーボール

### 大会

## 優勝

浮金B(壮年ソフト)  
反町(家庭バレー)



優勝 浮金行政区Bチーム



選手宣誓をする飯豊中行政区の代表選手



優勝 反町行政区チーム

# 第35回町長杯行政区対抗

## 壮年ソフトボール・家庭バレーボール大会

**優勝** ソフトボール 浮金行政区B  
 家庭バレーボール 反町行政区

◎ソフトボール  
 優勝 浮金 B  
 準優勝 吉野辺 A  
 第3位 小野山神  
 " 飯豊上



準優勝 吉野辺Aチーム

6月4日、第35回町長杯行政区対抗壮年ソフトボール・家庭バレーボール大会を開催しました。開会式では穴戸町長と大和田議長の激励のあいさつを受け、飯豊中行政区の会田一選手と渡辺陽子選手の力強い選手宣誓で大会が開始されました。大会では、ソフトボール27チーム、家庭バレーボール24チームが各行政区の名譽をかけ、日ごろの練習の成果を発揮し、カ一杯のプレーを繰り広げ、白熱した試合が展開されました。壮年ソフトボールでは浮金行政区Bチームが2年連続、家庭バレーボールでは反町行政区が通算4回目の優勝に輝きました。大会運営にご協力いただきました関係者の皆様に、紙上より御礼申し上げます。大会成績は次のとおりです。



準優勝 谷津作チーム

◎家庭バレーボール  
 優勝 反町  
 準優勝 谷津作  
 第3位 中通  
 " 浮金A

# 第15回「中学生の翼」 団員任命式

中学生海外派遣事業「中学生の翼」の団員任命式が、公民館会議室において行われました。

この事業は、国際化時代に対応する人材の育成を目的として、町内中学2年生を対象にアメリカへの派遣を行っているもので、今回で15回目を迎えます。

式では、吉田教育長より15名の団員を代表して大千里恵さんに任命書の交付が行われ、引き続き、各団員は研修にあたっての抱負を述べました。

団員のみなさんは、7月21日から30日までの間、アメリカのニュージャージー州グレンロック町において、ホームステイを体験することになっています。

団員、引率者は次のとおりです。(敬称略)

- |     |        |              |
|-----|--------|--------------|
| ◇団員 | 小泉 将   | 橋本 知佳        |
|     | 草野 未来  | 先崎 未奈        |
|     | 菅森 麻希  | 永田 真理        |
|     | 村上 美那子 | 渡辺 治樹        |
|     | 大内田 優理 | 大千里 恵        |
|     | 先崎 建   | (以上、小野中学校2年) |

- |      |                        |
|------|------------------------|
| ◇引率者 |                        |
| 団長   | 矢内 今朝見 (小野中学校長)        |
| 指導員  | 先崎 秀一 (公民館職員)          |
| ◇    | アンドレ・エスタニスラオ (社会教育指導員) |



団員と引率者のみなさん

# こまちダム試験湛水開始！

6月14日、完成したダム堤体の安全性を確認するための試験湛水が始める湛水式が、こまちダム建設現場で行われました。

湛水式には、町・議会・地元関係者の方々が出席し、福島県土木部河川港湾領域総括参事の湛水宣言に続き、穴戸町長、県中建設事務所長、施工業者の代表がゲート閉塞スイッチを押し、ダムの貯水が開始されました。

また、小野赤沼行政区域長、菅蒲谷行政区域長、雁股田行政区域長、こまちダム地権者会長がくす玉を割り、最後に大和田議長の音頭により万歳三唱が行われ、試験湛水の開始を祝いました。

貯水は、河川の利用や管理に必要な維持流量を放流しながら、本年12月に最高水位に到達する予定で、その後は逆に水位を低下させ、ダム堤体や管理設備等の安全確認を行います。

完成したダム堤体



くす玉を割る関係者



ゲート閉塞スイッチ

## こまちダム建設促進協議会総会開催

6月1日、小野町多目的研修集会施設において、「こまちダム建設促進協議会」の総会を開催しました。

総会では、町長のあいさつに続き、県中建設事務所ダム建設部長より「ダム本体工事は、平成19年4月の運用開始を目標に順調に工事の進捗が図られております。こまちダムの完成により『安全・安心』な地域づくりはもとより、新たに創出される水辺空間は、町の周辺整備基本方針の中にも位置づけられていることが

ら、県としても』とにも考え、ともにつくり、ともに育む』の実践を図った周辺整備を行っていききたい。」とあいさつがありました。

議事では、平成17年度事業経過報告並びに収支決算報告があり、平成18年度事業計画並びに収支予算とともに承認されました。

最後に、県中建設事務所ダム建設グループより、ダムの試験湛水や管理棟周辺整備等の建設事業概要説明が行われました。

## こまちダム地権者会総会開催

6月7日、雁股田地域活性化拠点施設において、こまちダム地権者会の総会が開催されました。

総会では、小野博康会長より「こまちダム建設事業も最後の年を迎えるようになりました。本総会でみなさんからご意見をいただき、よりよいこまちダムとしたい。」とあいさつがありました。

議事では、平成17年度事業報告並びに収支決算報告、平成18年度事業計画並びに収支予算の説明が行われ、原案のとおり承認及び可決されました。

最後に、県中建設事務所ダム建設グループより、平成19年度供用開始に向けての今年度事業計画の説明が行われました。



**新民生委員・児童委員  
熊谷源次氏  
(小戸神地区担当)**

前小戸神地区民生委員郡司良行氏のご逝去に伴い、後任者として熊谷源次氏が厚生労働大臣から民生委員・児童委員を委嘱されました。

熊谷氏の任期は、平成18年4月28日から平成19年11月30日までで、小戸神地区担当として町の福祉の向上のために「活躍いただきます」。



**小野町有害狩猟鳥  
獣捕獲隊員を委嘱**

平成18年度の小野町有害狩猟鳥獣捕獲隊員の委嘱状交付式を5月19日に行い、29名の方に委嘱状が交付されました。

捕獲隊の業務は、農作物に被害を及ぼすカラス、カモ、スズメ、イノシシなどを銃器、ワナを利用して捕獲します。

なお、鳥獣による農作物などへの被害が発生した場合は、各

行政区長までご連絡をお願いします。  
平成18年度小野町有害狩猟鳥獣捕獲隊員は次の方々です。

- (敬称略)
- |       |       |
|-------|-------|
| 先崎 直人 | 先崎 亀  |
| 小野 義雄 | 伊藤 勝  |
| 先崎 正利 | 吉田 幸義 |
| 佐藤 寛治 | 大内 昇  |
| 村上 久  | 郡司 広喜 |
| 大和田福治 | 長窪新一郎 |
| 村上 敏勝 | 佐藤 正作 |
| 吉田 弘  | 吉田 孝  |
| 吉田 鐵雄 | 西牧 芳徳 |
| 松本 健次 | 佐藤 賢一 |
| 木村 伸和 | 西牧 宏  |
| 佐藤 仁  | 中野 正喜 |
| 小川 昭雄 | 辺見 賢  |
| 鈴木 昭一 | 田辺 繁俊 |
| 矢吹今朝光 |       |



町長から委嘱状を交付される隊員のみなさん

**まちづくり促進協議会委員を委嘱  
『小野町まちづくり促進協議会』総会**

5月22日、小野町多目的研修集会施設において、「小野町まちづくり促進協議会」の総会が開催されました。

この協議会は、町の主要プロジェクトに位置付けている右支夏井川河川改修と市街地整備の円滑な促進を図るため、各地区のまちづくり委員会及び地権者会との連絡調整等を行うために組織されたものです。

総会前に、町内9地区のまちづくり委員会及び商工会から推薦された代表者、行政区長、関係地権者の代表者47名の方々に、小戸町長から委嘱状が交付されました。

委員のみなさんにはこれから2年間、右支夏井川河川改修と市街地整備の促進に向けて、住民のみなさんとのパイプ役としてお世話になります。  
まちづくり促進協議会役員は次のとおりです。  
任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日

- |     |       |         |
|-----|-------|---------|
| 役職  | 氏名    | (敬称略)   |
| 会長  | 矢吹 雅孝 | (荒 町)   |
| 副会長 | 郡司 光雄 | (谷津作 町) |
| 〃   | 草野 紀  | (反 町)   |
| 〃   | 森田 秋元 | (横 町)   |
| 〃   | 高夫    | (平 館)   |

- |    |       |         |
|----|-------|---------|
| 会計 | 飯岡 元  | (反 町)   |
| 〃  | 岡田 定男 | (本 町)   |
| 〃  | 折笠 昭典 | (横 町)   |
| 〃  | 先崎 徳孝 | (仲 町)   |
| 〃  | 長岡 敏子 | (反 町)   |
| 〃  | 西山 太一 | (荒 町)   |
| 〃  | 鯨岡 康雄 | (中通 町)  |
| 〃  | 猪狩 信男 | (平 館)   |
| 〃  | 先崎喜巴雄 | (谷津作 町) |
| 〃  | 草野今朝美 | (小野赤沼)  |
| 〃  | 渡辺 直忠 | (商工会)   |



協議会のようす

**国民健康保険  
運営協議会  
委員を委嘱**

6月8日、任期満了に伴い国民健康保険運営協議会委員が委

嘱されました。  
運営協議会は、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議する機関です。  
委嘱された委員の方は次のとおりです。  
なお、任期は平成18年6月1日から平成20年5月31日までの2年間となっています。国民健康保険事業の健全運営のためご尽力をいただきます。

- |     |       |      |
|-----|-------|------|
| 会長  | 亀田 均  | (新任) |
| 副会長 | 村上 信一 | (新任) |
| 委員  | 宇佐美文子 | (再任) |
| 委員  | 安田 千尋 | (新任) |
| 委員  | 石塚 尋朗 | (再任) |
| 委員  | 野口 和広 | (再任) |
| 委員  | 遠藤 直義 | (再任) |
| 委員  | 村上 一夫 | (再任) |
| 委員  | 榊原 厚子 | (再任) |



委嘱状の交付

# 平成18年度第1回

## 小野町都市計画審議会開催

5月31日、小野町役場において、平成18年度第1回小野町都市計画審議会が開催されました。今回は、委員の任期満了に伴い、新たに10名の方々が町長より任命されました。

町長から、都市計画行政に対する理解と協力に対するお礼などのあいさつのおと、会長の選出が行われ、榎田忠夫氏が会長に選出されました。

また、会長職務代理者には長久保喜伸氏が会長指名により指定されました。

町では、今後も審議会のご意見を踏まえながら、住民のみなさんと対話を重ね、「定住と交流と快適環境のまちづくり」を推進して行きます。

委員のみなさんは次の方です。

任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日

役職 氏名(敬称略)

会長 榎田 忠夫 再任

(商工会長)

会長職務代理者

長久保喜伸 再任

(行政区長会長)

委員 佐藤 登 再任

(議会選出)

委員 遠藤 英信 再任

村上 昭正 再任

時田 敏孝 再任

館川 明 再任

(農業委員会会長)  
矢吹 雅孝 再任

(住民代表)  
齊藤 英子 再任

村上 民代 新任



審議会のようす

# 右支夏井川河川改修

## 谷津作地区地権者会総会開催

5月29日、谷津作地区研修センターにおいて「右支夏井川河川改修事業谷津作地区地権者会」の総会が開催されました。

総会では吉田会長より、「祖先から引き継いだ土地を手放すことは辛いことだが、協力を惜しまないことへの感謝と、今後地権者一丸となって事業の促進を図っていく」とのあいさつがありました。

議会議長、まちづくり促進協議会会長の来賓祝辞の後、議事に入り、平成17年度の事業経過報告、平成18年度の事業計画(案)が原案のとおり可決されました。



総会のようす

続いて県中建設事務所河川砂防グループより右支夏井川河川改修事業の経過と今後の予定について説明があり、引き続き地権者のみなさんのご理解とご協力を求めました。

## 小野町体育指導委員18名を委嘱

このたび任期満了に伴い、18名の方が小野町体育指導委員に委嘱されました。

今後、委員の方々には、小野町のスポーツ振興と、町民に対しスポーツの実技指導で活躍いただくこととなります。

委員の方々はそのとおりです。

任期 平成18年4月1日～平成20年3月31日

宇佐美 重治(ソフト)

宗 像 一久(自転車)

宗 像 智(スキー)

柏原 雅光(スキー)

設楽 一雄(野球)

渡辺 寿一郎(水泳)

我妻 伸枝(水泳)

藤井 浩(野球)

遠山 強志(サッカー)

先崎 里美(バレーボール)

登(グラントゴルフ)

国分 順一(柔道)

嶋田 順子(バドミントン)

吉田 治美(剣道)

先崎 恵美(水泳)

嶋津 美香(陸上)

外谷 充(テニス)

深谷 亮幸(卓球)



委嘱状交付のようす



各種大会で活躍する体育指導員のみなさん

# 小野町職員募集

平成19年度小野町職員（高  
 卒程度）採用候補者試験を  
 左のとおり実施します。

○試験職種 一般事務

○採用予定人員 若干名

○受験資格

昭和60年4月2日から平成  
 元年4月1日までに生まれ  
 た者（学歴は問いません）。

○試験の方法、期日及び場所

第一次試験 筆記試験  
 （教養）

平成18年9月17日（日）

三春交流館「まほら」

（三春町字大町）

第二次試験

11月頃実施予定

○申込用紙の請求

申込用紙は、小野町役場で  
 交付します。

郵送での請求の場合は、80  
 円切手を貼った自分宛の返  
 信用封筒を同封してください。

○受付期間等

平成18年7月12日（水）から  
 8月11日（金）まで。

郵送による申込書提出は、  
 8月9日（水）までの消印  
 のあるものが有効。

◆問い合わせ

総務課 ☎72-2111

# 路線バスの役割とは

## 小野町地方バス路線対策協議会開催

6月2日、役場第一会議室に  
 おいて、平成18年度の小野町地  
 方バス路線対策協議会を開催  
 し、現在の路線バスの運行状況  
 今後の運行計画等についての協  
 議を行いました。

この協議会は、小野町におけ  
 る地方バス路線の総合的な運  
 行、維持対策について調査、審議  
 する機関で、沿線の行政区長、  
 学校関係者や有識者など21名の  
 方に委員を委嘱しています。

当町では、バス事業者3社に  
 より5路線での運行が行われて  
 いますが、自家用車の普及や少  
 子化の進行などを背景に、路線  
 バスの利用者は減少傾向が続  
 き、路線維持が大変難しい状況  
 になっています。

このような状況のもと、町で  
 は路線バスの果たす役割につい  
 て、高齢者や児童生徒の移動手  
 段として、さらには生活を支え  
 る重要な存在と認識し路線の維  
 持に努めてきました。

しかし、上三坂・小野新町線  
 （新常磐交通）、磐城北本線（J  
 Rバス関東）の2路線は、企業  
 努力や公的補助をもっても路線  
 維持は難しいとの理由から、本  
 年度中の路線廃止が予定される  
 状況です。

協議会の審議では、「路線を存  
 続する方法はないのか。」「小野  
 高校や公立病院があるので、路  
 線廃止の代替え手段が必要。」「  
 「社会環境の変化に対応できる  
 交通手段の検討が必要。」など、  
 各委員から多様な意見や要望が  
 出されました。

今後は、路線バスの利用状況  
 や今後の利用見込の調査、関係  
 町村や機関との協議検討を行  
 い、地域の実情に最も適した公  
 共交通機関のあり方について検  
 討導入に努めていきますので、  
 利用するみなさまの声をお聞か  
 せください。

なお、委員に委嘱された方は  
 次のとおりです。（敬称略）

- 会長 長久保喜伸（行政区長会長）
- 副会長 榎田 忠夫（商工会長）
- 委員 先崎 悟（行政区長）  
 草野今朝美（〃）  
 草野 義廣（〃）  
 小野 佐吉（〃）  
 吉田 一男（〃）  
 宗像 一郎（〃）  
 生天目健寿（〃）  
 会田 則夫（〃）  
 齊藤 昌之（〃）

## バス路線一覧表

（平成17年10月31日実績）

バス事業者	路線名	関係市町村	運行距離 運行回数	平均乗 車密度	平成17年度 町負担金
福島交通(株)	永田経由 後川線	小野町	21.1km	2.3人	2,263,800円
		平田村	3		
	小野猿内線	小野町 田村市	14.9km 3	0.9人	
新常磐交通(株)	上三坂 小野新町線	小野町	17.4km	0.6人	2,310,677円
		いわき市	2		
JRバス関東(株)	磐城北本線	小野町 平田村 玉川町	32.9km	3.5人	1,465,829円
		石川	5		

※1 平成17年11月1日路線廃止（運行回数は平日のみ記載）

- 常恒 武（行政区長）
- 富澤十四二郎（〃）
- 吉田 勝司（小野町PTA連絡協議会長）
- 西牧 義和（小野高校PTA会長）
- 国分 喜正（教育委員長）
- 矢内今朝見（小野中学校長）
- 渡邊 勝雄（小野新町小学校長）
- 菊地 和章（小野高校校長）
- 佐川 潮夏井第一小学校長
- 吉田 文雄（綜合病院事務長）



協議会のようす

# 小野町子育て支援センター開設

町では、小野町全域の親子を対象にして子育て支援の充実を図るため、夏井おおすぎ保育園内に「小野町子育て支援センター」を開設しました。

小野町子育て支援センターでは、小野町全域の子育て家庭同士が交流し、安全に楽しめる「あそびの広場」や、様々な育児の相談に応じ、子育てに関する情報を提供する「育児相談」等を行っています。

町内にお住まいの、就学前のお子さん(0歳～6歳)、保護者及びそのご家族全てが対象となりますので、お気軽にご参加ください。

「あそびの広場」  
下表年間計画表のとおり

「育児相談」  
子育て家庭の保護者や子供に対する相談指導を行うとともに、各種子育てに関する情報の提供、援助を行ないます。

あそびの広場を通して相談をお受けしますが、電話での相談もお受けいたします。電話の場合は、月曜日から金曜日までの昼12時から4時までとなります。



あそびの広場に参加したみなさん

## ◆問い合わせ

小野町教育委員会教育課(幼児教育班)

☎72-6780

小野町子育て支援センター(夏井おおすぎ保育園内)

☎72-2760

## あそびの広場年間計画表

場 所	小野町子育て支援センター(夏井おおすぎ保育園内)			
参 加 費	無料(観劇時のみ実費負担あり)			
申込方法	最初の利用時に、保育園に用意してある参加申込書に記入し申込み			
持 参 物	参加者全員	上履き		
	子 供	帽子・ポケットティッシュ・ハンドタオル(ハンカチ)・水分補給用水筒		
月 日	曜 日	時 間	主な内容	備 考
7 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	お水で遊ぼう(プール・水鉄砲)	着替え持参
8 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	お水で遊ぼう(プール・水鉄砲)	着替え持参
9月2日	水曜日	9時30分～11時	親子レクリエーション	
9月27日	水曜日	9時30分～11時	人形劇観劇 自由交流	観劇は実費負担あり
10 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	絵本を読もう	
11 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	リズム遊びをしよう	
12 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	雪・そり遊び	防寒着等持参
1 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	雪・氷遊び	防寒着等持参
2 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	お話会 自由交流	
3 月	毎週水曜日	9時30分～11時30分	大きくなったね(ゲーム)	

※ご連絡をいただければ、水曜日以外でもご利用いただけます。

## 和やかに交流「ふるさと小野町会」総会

ふるさと小野町会(先崎武会長)の本年度の総会が、6月11日、東京都の法曹会館で開催されました。総会には、48名の会員のみなさんが出席しました。また、来賓として町、議会、商工会、小野町ふるさと暮らし支援センター、第二次世界大戦中に東京都荒川区から小野町に疎開されていた「尾久西あぶくま友の会」の方々も出席しました。

総会では、平成17年度の事業及び決算の報告が行なわれ、ふるさと訪問や会報発行、「小野町と荒川区の交流」促進活動など平成18年度の事業計画、予算が決定されました。

総会終了後の交流会では、情報交換やふるさと小野町の思い出話などで盛り上がり、大変有意義なものとなりました。



総会に参加されたみなさん

# 高齢者福祉サービスのご案内

介護保険は介護の負担を地域社会全体で支える仕組みとして、平成12年度からスタートした制度で、各種サービスの充実が図られてきています。

このほか町では、高齢者や家族の方が安心して生活できる環境づくりのために、以下のような事業に取り組んでいます。

## ○介護予防・生活支援のために

できる限り多くの高齢者が健康で生きがいをもって生活できるように、そして、寝たきりなどの介護が必要な状態にならないための事業です。

(表1)

この他、「老人憩いの家たかむら荘」や「屋内ゲートボール場」の老人福祉施設の活用により、介護予防に役立てられています。

## ○ねたきりの方や家族支援のために

健康づくりや介護予防に努めても、加齢に伴って援護を必要とする高齢者は増加する傾向にあります。介護や支援が必要となり、介護認定を受けた場合には介護サービスが

利用できません。詳しくは、健康福祉課へお問い合わせください。

また、介護サービスとは別に、介護認定を受け在宅で介護されている方へのサービスは、(表2)のとおりです。地区の民生委員を通じて申請するようにあります。

## ○敬老のお祝いとして

毎年9月には、高齢者の敬愛のために敬老会を開催し、その席上祝い金を贈呈しています(表3)。この他、90歳、100歳の節目の年には長寿をお祝いし、敬祝金を贈呈しています。(表4)

なお、今年の敬老会のご案内は、後日それぞれのみなさんにお知らせいたします。

## ○相談窓口として

4月に設けられた地域包括支援センターや町において、在宅の高齢者や家族の方の総合的な相談に応じています。

## ◆問い合わせ

地域包括支援センター  
☎72-2128  
健康福祉課  
☎72-6934

(表1) 介護予防・生活支援のために

事業名	対象者	給付条件	内容等	利用料・助成額
緊急通報システム	65歳以上のひとり暮らしの方	町内に子供等が居住していない方	緊急対応の電話等の貸与	所得の状況により月額0円から4,410円
高齢者住宅改修助成事業	65歳以上で身体虚弱のため住宅改修が必要な高齢者世帯	介護認定の対象とならない方	手すりの取り付けや段差の解消等の改修費の助成	所得の状況により助成の対象とならない場合があります。改修費の1割の自己負担あり。助成限度額18万円。
お元気クラブ事業	65歳以上	老人クラブ加入者	高齢者相互の交流と親睦を図ります	
高齢者ニュースポーツ事業	60歳以上	老人クラブ加入者	軽スポーツを通して健康づくりを図ります	

(表2) ねたきりの方や家族支援のために

事業名	対象者	給付条件	助成等	
紙おむつ支給事業	65歳以上、介護認定で要介護3以上の方	在宅で常時紙おむつが必要であること	1日1枚	3カ月分を5月、8月、11月、2月に支給
ねたきり老人等介護者手当	介護認定で要介護4または5に該当する65歳以上のねたきり老人を常時介護している同居の家族	介護期間が続けて1年間以上あり、この間介護保険のサービスを受けていないこと 住民税が非課税世帯であること	月額 5,000円	1年分を3月末に支給

(表3) 敬老祝金

年齢	祝金額
75歳以上	5,000円

※祝金額は、平成18年度から75歳以上一律の額となりました。

(表4) 高齢者敬愛事業の敬祝金額

年齢	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
90歳	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
100歳	1,000,000円	500,000円	300,000円	100,000円

※100歳の方の敬祝金額は、平成19年度以降平成21年度まで毎年見直されます。



# はじめりました 障害者自立支援法

これまでの広報おのまちで、障害者自立支援法について連載してきましたが、今月は、その他の身近に利用できるサービスについてお知らせします。

## ◎障害者手帳によるさまざまなサービス

《JR料金割引》(身体・知的)  
切符購入の際に、手帳を提示することにより割引サービスが受けられます。

【対象範囲】  
(表1)のとおりです。

(表1)

手帳内容	割引率	対象範囲	内 容
身体障害者手帳第1種療育手帳(A)	50%	本人・介護者	普通乗車券 普通回数券 普通急行券
身体障害者手帳第2種療育手帳(B)		本人のみ	普通乗車券 (ただし、片道100kmを超える場合のみ)

(表2)

手帳内容	割引率	対象範囲	内 容
身体障害者手帳第1種療育手帳(A)	50%	本人・介護者	バス料金全般
精神障害者保健福祉手帳(写真添付の方)		本人のみ	

(表3)

手帳内容	割引率	対象範囲	内 容
身体障害者手帳第1種療育手帳(A)	50%	本人以外の方が運転する場合	有料道路通行料金
身体障害者手帳療育手帳所持者すべて		本人が運転する場合	



(表4)

割引率	対 象 者
全額免除	身体障害者手帳を所持する方と一緒に世帯であり、収入が生活保護に該当する基準程度の場合。
半額免除	聴覚障害を持った方が世帯主である世帯。 視覚障害を持った方が世帯主である世帯。 肢体不自由の障害で手帳が1級または2級の方が世帯主である世帯。

(表5)

区 分 (身体障がい)	障がい者が運転する場合						障がい者と生計を一にする家族や常時介護する方が運転する場合					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		
聴覚障がい		○	○					○	○			
平衡機能障がい			○						○			
音声機能障がい			○						○			
上肢不自由	○	○					○	○				
下肢不自由	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体幹機能障がい	○	○	○		○		○	○	○	○		
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障がい	上肢機能	○	○				○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内部障がい	○		○	○			○	○	○	○		
免疫機能障がい	○	○	○	○			○	○	○	○		

区 分	障がい者と生計を一にする家族や常時介護する方が運転する場合
知的障がい	A (最重度・重度)
精神障がい	1級 (自立支援医療を受けている方に限る)

《県内バス料金》(身体・知的・精神)  
県内の路線バスを利用し、料金を支払う際に障害者手帳を提示することで割引サービスが受けられます。

【対象範囲】  
(表2)のとおりです。

《有料道路通行料割引サービス》(身体・知的)  
高速道路などの有料道路を利用した際の料金の割引サービスです。

【対象範囲】  
(表3)のとおりです。

《申請方法》  
障害者手帳を持参し、役場にて申請してください。手帳にスタンプを押します。

※登録できる車は1台です。

《NHK放送受信料の割引》(身体)  
障害者手帳をお持ちの方で、次の項目に該当する方は、NHK放送受信料が免除されます。

【対象範囲】  
(表4)のとおりです。

《申請方法》  
障害者手帳を持参し、役場にて申請してください。

《自動車税・自動車取得税の減免》(身体・知的・精神)  
福島県では、障害者手帳をお持ちの方の自動車税や、自動車を購入する際の自動車取得税の減免を行っています。

【対象範囲】  
(表5)のとおりです。

《申請方法》  
① 身体障がい者自身が運転  
障害者手帳  
運転免許証  
減免を受ける自動車車検証  
印鑑

② 障がい者以外の方が運転  
障害者手帳  
生計同一証明書(※)  
運転免許証  
減免を受ける自動車車検証  
印鑑

※18歳以上の身体障がい者の場合、自動車の所有者は障がい者自身でなければなりません。

※生計同一証明書：①と同じ書類と住民票謄本を役場健康福祉課で申請してください。



# 平成18年度国民健康保険税

◆問い合わせ  
町民生活課 ☎72-6933

平成18年度国民健康保険税(国保税)の税率は、平成17年度と同率となりました。変更点は、介護分の課税限度額が90,000円になった点です。

詳細は、下表のとおりです。**あなたの健康を支える国保**

国民健康保険(国保)は、加入者のみなさんが病気やけがで医療機関などにかかっても、一定の負担で安心して治療を受けられるように、町が保険者となり、費用を公平に負担しながら運営している医療保険制度です。

## 国保税は大切な財源です

国保税は、国保を運営するためにその年度に見込まれる総医療費から、国や県などの負担分(補助金など)を差し引いた残りの費用を、各世帯単位で負担していただくことになっていきます。

加入者のみなさんから負担していただく国保税が、重要な財源となっていますので、忘れずに納付しましょう。

なお、納税通知書は7月中旬に世帯主の方へ送付されますので、各期の納付期限内に納付をお願いいたします。

## <平成18年度の国保税率>

○表の見方

### 【応能割】

■所得割…前年の総所得に応じた割合で算出される額

■資産割…資産(土地や家屋などの固定資産税額)に応じた割合で算出される額

### 【応益割】

■均等割…世帯の加入者の人数に応じて算出される額

■平等割…どの世帯も同額で割り当てられる額

【医療分】 加入する全ての世帯に課税されます。

【介護分】 40歳から64歳までの被保険者がいる世帯に課税されます。

区分		平成18年度	平成17年度	増額	
応能割	所得割	医療分	6.60%	6.60%	同率
		介護分	1.44%	1.44%	同率
	資産割	医療分	34.50%	34.50%	同率
		介護分	7.99%	7.99%	同率
応益割	均等割	医療分	21,500円	21,500円	同額
		介護分	8,300円	8,300円	同額
	平等割	医療分	24,800円	24,800円	同額
		介護分	5,500円	5,500円	同額
課税限度額		医療分	530,000円	530,000円	据置
		介護分	90,000円	80,000円	1万円の増額

※退職被保険者分の税額も同一となります

### 【参考】

## 国民健康保険税の計算方法

(例) 世帯構成：夫47歳(課税所得額250万円)、妻46歳(所得なし)、子ども2人(所得なし) ※被保険者数：4名  
固定資産税額：25万円

### 1 医療分

$$\text{所得割額} \frac{250\text{万円}}{\text{(被保険者全員の課税所得額)}} \times \frac{6.60}{100} = 165,000\text{円} \dots \text{①}$$

$$\text{資産割額} \frac{25\text{万円}}{\text{(世帯の固定資産税額)}} \times \frac{34.50}{100} = 86,250\text{円} \dots \text{②}$$

$$\text{均等割額} \frac{4\text{人}}{\text{(世帯の被保険者数)}} \times 21,500\text{円} = 86,000\text{円} \dots \text{③}$$

$$\text{資産割額} \frac{1\text{世帯}}{\text{(世帯)}} \times 24,800\text{円} = 24,800\text{円} \dots \text{④}$$

### 2 介護分

$$\text{所得割額} \frac{250\text{万円}}{\text{(40~64歳被保険者全員の課税所得額)}} \times \frac{1.44}{100} = 36,000\text{円} \dots \text{⑤}$$

$$\text{資産割額} \frac{25\text{万円}}{\text{(世帯の固定資産税額)}} \times \frac{7.99}{100} = 19,975\text{円} \dots \text{⑥}$$

$$\text{均等割額} \frac{2\text{人}}{\text{(40~64歳の被保険者数)}} \times 8,300\text{円} = 16,600\text{円} \dots \text{⑦}$$

$$\text{資産割額} \frac{1\text{世帯}}{\text{(世帯)}} \times 5,500\text{円} = 5,500\text{円} \dots \text{⑧}$$

$$\text{医療分 (①+②+③+④)} = 362,000\text{円 (100円未満切り捨て)} \dots \text{①}$$

$$\text{介護分 (⑤+⑥+⑦+⑧)} = 78,000\text{円 (100円未満切り捨て)} \dots \text{②}$$

$$\text{平成18年度国民健康保険税額 } \text{①} + \text{②} = 440,000\text{円}$$

## 国保税

## 納期一覧

期別	納付期限
1期	7月31日(月)
2期	8月31日(木)
3期	10月2日(月)
4期	11月30日(木)
5期	12月25日(月)
6期	1月31日(水)

## 高齢者（70歳以上）の所得判定の基準が変わります

高齢者の方が、病院などの窓口で支払う自己負担割合を決定する、「所得判定」の基準が変更となります。

所得判定は、毎年8月に町民税の課税所得額を用いて行います。

今回変更となるのは、現役世代と同程度の所得のある70歳以上の方（現役並み所得者）で、課税所得額が145万円以上（収入額では、高齢者複数世帯520万円以上、高齢者単身世帯383万円以上）の方が該当になります。

なお、負担割合が変更になる方などには、直接通知などでお知らせします。

◆問い合わせ 町民生活課 ☎72-6933



## 65歳以上の方の介護保険料はどのくらい納めるの？

介護保険制度は、介護が必要になった方が、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくというものです。一人ひとりの保険料は介護保険の大切な財源となります。それでは、介護保険料はどのように納めるのでしょうか。

介護保険料の納め方は、年金の受領額によって、『特別徴収』と『普通徴収』の2通りに分かれます。

**特別徴収**  
年金が原則として18万円以上の方は年金からの天引きになります。

●保険料の年額が、年金の支払い月（偶数月）に年6回に分けて天引きになります。

●特別徴収の対象者（年金からの天引き可能な方）として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

※天引きの対象となる年金は、これまで老齢（退職）年金だけでしたが、平成18年度から遺族年金と障害年金が追加されました。

### 普通徴収

年金が原則として年額18万円未満の方は納付書で個別に収めます。特別徴収（年金天引き）が開始されるまで6カ月は納付書

で収めます。また、特別徴収の方でも年金天引きができない事由が発生した場合は、納付書で納めていただく場合もあります。

●老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金を受給していない方、または老齢福祉年金を受給している方も含みます。

●保険料の年額を6期（7月、8月、9月、11月、12月、1月）に分けて納めます。

●役場健康福祉課から納付書を送付しますので、取り扱い金融機関で納めてください。

### 納付書で納める方は

#### 便利で確実な口座振替を

忙しい方、なかなか外出できない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

手続きは、  
①介護保険料の納付書、通帳と印鑑（通帳届出印）を用意します。

②取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

※口座振替の開始は、申込日の翌日以降になります。

※口座の残高をご確認ください。残高不足で引き落としできないケースがあります。

## ひとり親家庭医療費受給者の方へ

ひとり親家庭医療費受給者証の更新を次の日程で行います。この更新手続きを行わなかった場合は、平成18年8月以降の医療費の助成を受けることができなくなりますのでご注意ください。

### ●受付日時

7月25日(火)から26日(水)まで 午前9時から午後7時まで

### ●受付場所 健康福祉課

### ●必要なもの

- ・ひとり親家庭医療費受給資格登録更新申請書
- ・ひとり親家庭医療費受給者証(青色のカード)
- ・受給者と児童の戸籍謄本(児童扶養手当受給者は除く)
- ・受給者と児童の健康保険証
- ・児童扶養手当証書(手当受給者のみ)
- ・診断書または障害者手帳の写し(受給者の配偶者が障害者の場合、児童扶養手当受給者は除く)

### ●その他

受給者の方へは個別に登録更新申請書を送付します。必要事項を記入の上、更新手続きをお願いします。

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934

## 重度心身障害者医療費受給者の方へ

重度心身障害者医療費受給者証の更新を次の日程で行います。

この更新手続きを行わなかった場合は、平成18年8月以降の医療費の助成を受けることができなくなりますのでご注意ください。

### ●受付日時

7月26日(水)から28日(金)まで  
午前9時から午後5時まで  
※26日は窓口延長に伴い午後7時まで受付します。

### ●受付場所 健康福祉課

### ●必要なもの

- ・重度心身障害者医療費受給者証(ピンクのカード)
- ・お持ちの障害者手帳
- ・健康保険証
- ・印鑑

◆問い合わせ 健康福祉課 ☎72-6934